



島根県報

平成27年3月20日（金）

第2,683号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|------------------------------|---------|---|
| 調理師法施行細則の一部を改正する規則 | (健康推進課) | 2 |
| ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 | (都市計画課) | 4 |

【告 示】

| | | |
|--------------------------------------|----------|---|
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 | (高齢者福祉課) | 4 |
| 配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 | | |
| 土地改良法の規定による工事完了の届出 | (農村整備課) | 4 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 | (") | 4 |
| 保安林の指定の解除 | (森林整備課) | 5 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 | (水産課) | 5 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 | (") | 5 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 | (中小企業課) | 5 |
| 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の | (雇用政策課) | 7 |
| 一部改正 | | |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂防課) | 7 |
| 都市計画事業変更の認可 | (下水道推進課) | 8 |
| 島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 | (建築住宅課) | 8 |
| 島根県収入証紙の売りさばき人の氏名等の変更 | (審査指導課) | 8 |

【公 告】

| | | |
|---------|---------|---|
| 基本測量の実施 | (用地対策課) | 9 |
|---------|---------|---|

【議会告示】

| | | |
|-----------------|--|---|
| 島根県議会議事局規程の一部改正 | | 9 |
|-----------------|--|---|

【正 誤】

| | | |
|--------------------------|---------|----|
| 平成27年2月6日付け島根県報第2,671号中 | (中小企業課) | 9 |
| 平成27年2月10日付け島根県報第2,672号中 | (") | 10 |

公布された条例等のあらまし

◇調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「訂正申請」の次に「及び令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換交付申請」を加える。

第6条を削る。

第7条中「様式第5」を「様式第4」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「それぞれ様式第6の1又は様式第6の2」を「様式第5」に改め、同条を第7条とする。

様式第2中「調理師名簿登録事項訂正申請書」を「調理師名簿訂正・調理師免許証書換交付申請書」に改め、「変更事項」の次に「及び理由」を、「証する書類」の次に「及び調理師免許証」を加える。

様式第4を削る。

様式第5中「第7条」を「第6条」に、「き損した場合はその免許証」を「毀損した場合は、その調理師免許証」に改め、同様式を様式第4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5 (第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏

名 ㊞

調 理 師 免 許 証 返 納 書

| | | | |
|---------|--|-----------|--|
| 登 録 番 号 | | 登 録 年 月 日 | |
|---------|--|-----------|--|

(紛失した調理師免許証を発見した場合)

| | |
|-----------|--|
| 発 見 年 月 日 | |
|-----------|--|

(取消処分を受けた場合)

| | |
|-----------------------------------|--|
| 免 許 の 取 消 処 分 を 受 け た 年 月 日 | |
|-----------------------------------|--|

添付書類 調理師免許証

様式第6の1及び様式第6の2を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第210号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| ころね訪問看護ステーション | 松江市東朝日町37番地1 | 平成27年 3 月 2 日 |

島根県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業主体名 | 事 業 名 | 完了年月日 |
|----------|----------------------|----------------|
| 益田市土地改良区 | 三葛地区区画整理事業（基盤整備促進事業） | 平成16年 6 月 16 日 |

島根県告示第212号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事 業 名 | 完了年月日 |
|----------------------------------|----------------|
| 出雲南地区（殿森工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成27年 2 月 18 日 |

島根県告示第213号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市熱田町1935-3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第214号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖斐川加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第215号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第178号による保険に付すべき義務は、平成27年 3 月 10 日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 3 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西ノ島町加入区

島根県告示第216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

出雲ファッションモール店 島根県出雲市渡橋町593番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年10月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,359.98平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 61台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 35台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 28.75平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南側 35立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場北側 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成27年 2 月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第217号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表及び第3号の表中「、機械保全」を削る。

島根県告示第218号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

城角

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から29号までを順次に結んだ線及び標柱1号と29号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番 | 標 柱 番 号 |
|---------------|------------------|
| 雲南市木次町寺領1351番 | 1号から3号まで |
| 〃 2825番 | 4号 |
| 〃 2828番1 | 5号、24号及び25号 |
| 〃 2831番 | 6号から9号、20号及び21号 |
| 〃 2833番 | 10号、13号、15号及び16号 |
| 〃 2834番1 | 11号 |
| 〃 2834番1地先 | 12号 |
| 〃 1312番 | 14号 |
| 〃 1313番 | 17号から19号まで |
| 〃 1315番 | 22号 |
| 〃 1317番9 | 23号 |
| 〃 2826番1 | 26号 |
| 〃 1347番 | 27号 |
| 〃 1349番 | 28号 |
| 〃 1349番1 | 29号 |

島根県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成33年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成25年島根県告示第99号の事業地に、隠岐の島町港町指向、塩口、天神及び大津ノ二並びに淵ノ上ノ二を加え、隠岐の島町下西馬場、栄町、平ノ前、中山、中山ノ一、中山ノ二、中山ノ三、中山ノ五、八郎淵及び森脇ノ二地内において事業地を変更する。

島根県告示第220号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表雲南市の項中

| | | | |
|-----|------------|------|------|
| そら山 | 準耐火構造 2 階建 | 平成25 | 0.98 |
|-----|------------|------|------|

 を

「

| | | | |
|-----|------------|------|------|
| そら山 | 準耐火構造 2 階建 | 平成25 | 0.98 |
| | | 平成26 | |

 に改める。

島根県告示第221号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成27年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| | | | | |
|----|---------|---------|---------------|-------|
| 指定 | 売りさばき人の | 売りさばき場所 | 変 更 に 係 る 事 項 | |
| | | | 変 更 後 | 変 更 前 |

| 番号 | 住所及び氏名 | | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき場所 |
|-----|--|-------------------|--|-------------------|--|---------------|
| 1の3 | 松江市東津田町 1741-3 島根県食品衛生 協会松江支所 支所長 福田 栄吉 | 松江市東津田町 1741-3 | 松江市東津田町 1741-3 島根県食品衛生 協会松江支所 支所長 福田 栄吉 | 松江市東津田町 1741-3 | 松江市大輪町 420 島根県食品衛生 協会松江支所 支所長 福田 栄吉 | 松江市大輪町 420 |

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

2 作業期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会議務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月20日

島根県議会議長 岡 本 昭 二

第14条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、前項の場合においては、その旨をシステムに登録することとし、当該使用簿への記入を要しないものとする。

第14条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務課長は起案文書の添付に代えて、システム（電子計算機を利用して、文書の収受、起案、保存その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うためのシステムであって、総合文書管理システムをいう。次項において同じ。）により審査することができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

正 誤

平成27年2月6日付け島根県報第2,671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|---|--|
| 2 | 下から12 | 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地 | 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町2061番 地 |

平成27年 2 月 10 日 付 島 根 県 報 第 2, 672 号 中 に 誤 り が あ っ た の で、 次 の よ う に 訂 正 す る。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|---|--|
| 3 | 上から14 | 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地 | 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町2061番 地 |